平成２２年（フ）第６６２０号
大阪市住之江区粉浜１丁目26番６号　アスト朝日105
債務者　池尻　誠一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７５８号
大阪市西淀川区歌島３丁目６番１―202号
債務者　濵口不二生
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６６号
大阪市旭区清水４丁目３番15―210号
債務者　木谷　直人
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９２９号
大阪市浪速区下寺３丁目３番10号　井上ビル３Ｄ号
債務者　虎走　和美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９８２号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目20番32号
債務者　宝城こと　韓　　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０２６号
大阪府豊中市寺内２丁目14番１―1408号
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０７７号
大阪府枚方市杉山手２丁目27番40号
債務者　岡本　真紀
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１０８号
大阪府東大阪市島之内２丁目14番35号　レオパレス吉田207号
債務者　佐野　梅子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１４３号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目６番10号
債務者　吉田　照美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２１１号
大阪府八尾市八尾木北４丁目95番地　ウエストヒル305号
債務者　西村　佳孝
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２８８号
大阪府吹田市原町３丁目46番１―406号
債務者　川出　一生
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２９５号
大阪府枚方市東香里新町４番15―303号
債務者　浜口麻衣子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２９６号
大阪府茨木市西福井２丁目３番２―707号
債務者　奥野　由佳
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３１４号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―416号
債務者　局澄江こと　朴　　澄江
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３９６号
大阪府摂津市千里丘３丁目16番37号
債務者　清水　宏雅
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４３７号
大阪府摂津市鳥飼本町４丁目９番４号
債務者　海江田初美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４６５号
大阪市平野区瓜破３丁目３番24号
債務者　眞鍋　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部